

回答日 8月12日（火）

項番	項目	詳細	質問	回答
1	仕様書	5 - (2) - ⑤	町会委託分の除草とは別に各公園の草刈りは年2回以上行うこととなっておりますが、お示しいただいた不明と記載されている公園を除いた除草面積に照らし合わせて積算しても、除草作業のみで安く見積もって㎡単価50円で計上して133968㎡×50円=6,698,400円となるが、除草費用の積算はどのように積算されているのか教えてください。	積算の詳細はお答えできかねます。
2	仕様書	事務所	事務所に對しての記述がありませんが、申請等の手続きや相談、苦情などの対応に對して管理事務所設置の必要はありますか。また、事務所の場所（岸和田市内など）の指定はありますか。	事務所の場所に指定はございません。岸和田市内に管理事務所がない場合は設置をお願いいたします。
3	募集要項	7 管理運営経費に要する経費等	前回の指定管理期間においては、剪定費が固定金額となっていました。今回は、固定金額とはなっていないのでしょうか。固定になる場合は固定金額をお示しください。剪定の要望は、前回の固定金額でも足りないくらい近隣住民、町会等から要望が出ております。もし固定にならないのなら、提案業者が公平に収支計画書を提出できるように、どの程度の剪定業務があるのかの基準を剪定数量もしくは金額で示してください。	現指定管理者の剪定方法にも問題があると考えますが、剪定費は大幅に増額して積算しております。
4		回答（1）27	「現状の仕様書に訂正していただく予定です」とありますが、現在の近隣公園の町会委託契約は、宮ノ池公園360,000円となっておりますが、それらすべてを契約額70,000円で積算し、収支計画書を作成するということですか。	現在の町会委託費について、正式には全公園は一律で3万円であり、それ以上の委託額については現指定管理者の進め方によるものですが各町会との相談については市も一緒に行います。あとはプレゼンテーションにてご提案ください。
5	仕様書	4 - (1) - ①	表に記載している金額は、税込みの委託契約金額ですか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書		公園のゴミ及び町会清掃等のゴミの処分について、仕様書に記載されておませんが、ゴミの収集・運搬・処分の必要はないのでしょうか。必要であれば、ゴミの収集・運搬・処分ゴミの収集運搬、処分費について市の積算額もしくは、回収箇所、頻度、処分費用額を教えてください。	都市公園・児童遊園等（南側）指定管理業務仕様書P3に記載のとおりです。指定管理者はゴミの収集・運搬・処分を行う必要がありますが、処分費については岸和田市貝塚市クリーンセンターに持ち込める分は免除となります。積算の詳細についてはお答えできかねます。
7	仕様書		各町会の清掃や草刈り毎に、ゴミ、剪定枝葉、落ち葉の回収、処分に行く必要があると思いますが、回収箇所、頻度、処分量を教えてください。	回収箇所、頻度等は時期・状況によって変わります。処分量についてはゴミ処分量一覧表をご覧ください。
8	仕様書	4 - (1) - ②	遊具の法定点検業務として、市で積算されている指定管理料（数量内訳、算出金額）を示してください。	積算の詳細はお答えできかねます。
9			令和7年3月24日に行われた指定管理者審査委員会において、近年の激的な人件費上昇に対応できるように【賃金スライド方式】を採用するとの答弁がありました。今回は採用になっていないのですか。【賃金スライド方式】が採用となっているならば、詳細を教えてください。	令和7年3月の指定管理者審査委員会にて、近年の人件費の上昇に対応するため、賃金スライド制度を令和7年度公募施設から適用する旨の意向をご説明しましたが、詳細に制度設計をする過程において見直しを行うこととなり、令和7年度公募施設では賃金スライド制度を採用していません。そのため後年度における影響額について大阪府の人件費等の推移等を参考に指定管理料の積算に反映しております。